

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和59年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 訴訟上の和解について〔農業集落排水処理施設使用料請求事件〕

令和2年5月29日 提出

琴浦町長 小松弘明

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を専決する。

記

以下の事件に係る和解について

- 1 事件番号 令和元年(ハ)第112号(倉吉簡易裁判所)
- 2 事件名 農業集落排水処理施設使用料請求事件
- 3 原告 琴浦町
- 4 被告
 - (1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字 
 - (2) 氏名 
- 5 和解条項 別紙参照

令和 2 年 5 月 2 0 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

訴訟上の和解について〔農業集落排水処理施設使用料請求事件〕

第1 事件の要旨

- 1 被告は、住所地において、生活排水、し尿を排水し、農業集落排水処理施設を使用している者である。
- 2 平成16年から農業集落排水処理施設使用料を15年以上滞納しており、督促、訴訟移行予告通知書等の文書により納付を促すが、現在に至るまで納付がない。
- 3 よって、農業集落排水処理施設使用料滞納額合計289,440円と支払督促手続費用3,462円の支払を求める。

第2 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件農業集落排水処理施設使用料債務として292,902円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和2年5月31日限り原告方に持参又は送金する方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 被告が前項の金員の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払額を控除した残額及びこれに対する令和2年6月1日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金を付加して支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、支払督促手続費用を除き、各自の負担とする。